

牛久市議会を傍聴される方へ

【傍聴席の定員について】

傍聴席の定員は50名(先着順)となります。ただし、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他やむを得ない事由により議長が別に定員を定めることがあります。

【傍聴の流れについて】

①受付で傍聴受付簿に住所及び氏名を記入します。(記入しない場合は傍聴することができません。)

※報道関係者の方は身分証明書又はそれに代わるものを提示してください。

②受付で傍聴証(傍聴バッジ)を受け取り、見えるところに身に付けてください。

③退場される際、傍聴証は受付に返還してください。

【傍聴席に入ることができない方】

- (1) 銃器その他危険な物を持っている方
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきなど、議場に現在する人に対する^{じい}示威的行為のために使用すると認められる物を携帯又は着用している方
- (3) 酒気を帯びていると認められる方
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる方

【傍聴する方が守るべき事項】

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する人に対して^{じい}示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 特に議長の許可を得た者を除き、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと。
- (7) 全て係員の指示に従うこと。